

提案書

平成 20 年 1 月 11 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に関する提案募集について、別紙のとおり提案を提出します。

このたびは、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に関する提案募集について、提案提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の提案を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

検討項目	内容
事業計画の聴取範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の聴取にあたっては、MVNO のビジネスが、MNO の既存利用者全体(当該 MNO が周波数を使用させている MVNO の利用者を含む)に対するサービス提供、MNO の安定的なネットワーク運営、顧客接点の運営等に影響を及ぼさないことが確認できる情報を網羅することが必要不可欠となります。具体的には、MVNO のサービス提供地域、回線計画数、音声及びデータトラフィック見込み、トラフィックパターン(地域ごと、音声・データ別、最繁忙トラフィック・集中度等)、端末種別(データカード等)、契約者の登録受付方法(本人確認業務の徹底等)、料金計算、料金回収方法、ローミング・国際サービス提供の有無、財務基盤などの情報が想定されます。 ・ なお、MVNO のビジネスモデルは事業者ごとに多種多様であり、MVNO が希望する事業を実現するためには、MNO として個別に事情を確認した上で、それぞれの MVNO に適した提案をするなどの対応も求められます。したがって、事業計画の聴取範囲を一律的に過度に制限することは、MVNO のビジネスモデルの多様化を阻害する要因となってしまうことが懸念されるため、聴取範囲については、個別事案毎に柔軟性を確保しておくことが必要である点に留意すべきです。
事業者間接続等に関する法制上の解釈の具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年 11 月 30 日付け総務省報道発表(「電気通信事業法第 35 条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定及びMVNOの参入促進のための環境整備に関する勧告の公表について」)にある通り、電気通信事業紛争処理委員会より、日本通信株式会社殿と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿の接続に関する裁定内容を「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下、本ガイドライン)に反映させる旨の勧告が出されておりますが、当該裁定内容は、基本的には日本通信株式会社殿と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿の個別事案に関するものであり、その裁定についてどのような事柄を本ガイドラインに反映させるかについては慎重に検討すべきです。 ・ また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿は電気通信事業法第34条にて規定される第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であることから、当該裁定内容を本ガイドラインに反映させる場合、その適用となる対象(MNO)は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に限定されるべきと考えます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年 12 月 21 日付けの総務省報道発表(「2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針に基づく開設計画の認定」)にあったように、2.5GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針に基づく開設計画について、比較審査の結果、電波監理審議会より、ワイヤレスブロードバンド企画株式会社殿、株式会社ウィルコム殿の2社の開設計画を認定することが適当である旨の答申があり、これにより当該2社が広帯域移動無線アクセスシステムの事業者(以下、BWA 事業者)になることが決定しています。 ・ また、本答申に際して、電波監理審議会より総務省に対し、「答申の際の電波監理審議会から総務省への要請事項」(別紙3)が提示され、BWA 事業者に対し、「他の電気通信事業者による無線設備の利用を積極的に促進するための取組を充実させること」、「そ

の際、現在見直しを進めている『MVNO ガイドライン』等に沿って適切に対処すること」について要請が出されています。

- ・ しかしながら、本ガイドラインは、その目的を「既存の移動通信事業者(MNO: Mobile Network Operator)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する MVNO (Mobile Virtual Network Operator)の参入を促す観点から策定したもの」(「1 ガイドラインの目的等(1)ガイドラインの目的」より抜粋)としている通り、既存の携帯電話事業者を対象に策定されたものであり、BWA 事業者を想定して策定されたものではありません。
- ・ また、既存の携帯電話事業者の場合、既に構築されたネットワークを MVNO へ開放することとなったのに対して、BWA 事業者の場合は、MVNO による無線設備の利用促進に向けた計画の策定を前提に事業免許を交付され、ネットワークは今後構築していくこととなります。つまり、既存の携帯電話事業者とBWA 事業者とでは、MVNO への開放を前提にネットワークを構築しているかどうかで大きな差異があります。
- ・ 以上のことから、本ガイドラインを BWA 事業者にそのまま適用することはできないものと考えられます。つきましては、BWA 事業者向けの MVNO ガイドラインについては、既存の携帯電話事業者向けの MVNO ガイドラインとは内容を分けて策定することを提案します。また、MVNO が迅速にその事業を開始できるようにするためにも、BWA 事業者向けの MVNO ガイドラインの内容について早急に検討を開始し、策定する必要があると思料します。

以上